

議 案 参 考 資 料

令和2年12月 定例会

(目 次)

- 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」の改正概要（第112号議案関係）……………（1）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第112号議案関係）……………（2）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第112号議案関係）……………（3）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第112号議案関係）……………（4）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第112号議案関係）……………（5）
- 大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（新旧対照表）（第113号議案関係）……………（6）
- 大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）（第114号議案関係）……………（7）
- 大村市行政財産使用料条例（新旧対照表）（第115号議案関係）……………（13）
- 大村市国民健康保険条例の改正概要（第116号議案関係）……………（15）
- 大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第116号議案関係）……………（16）
- 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第117号議案関係）……………（19）
- 大村ボートレース場の競走水面上で発生した落水事故について（第118号議案関係）……………（20）

「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」
の改正概要（第112号議案関係）

給与改定内容

国家公務員等の例により、期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

			6月期	12月期	合計
一般職	R2	期末	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.3月）	4.45月（現行4.5月）
		勤勉	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）	
	R3 以降	期末	1.275月	1.275月	4.45月
		勤勉	0.95月	0.95月	
特別職	R2	期末	1.7月（支給済み）	1.65月（現行1.7月）	3.35月（現行3.4月）
	R3 以降	期末	1.675月	1.675月	3.35月

※再任用職員の支給月数（現行2.35月）は、改定なし。

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 略 (経過措置)</p> <p>4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）とする。</p>	<p>附 則 1～3 略 (経過措置)</p> <p>4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、年1（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）とする。</p>

大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
法第3条第1項に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料（円）
法第3条第1項に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱	1本につき1年	790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱	730	
	第3種電話柱	1,000	
	その他の柱類	46	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
地下に設ける変圧器	積算面積1平方メートルにつき1年	270	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	910
		郵便差出箱及び信書便差出箱	380
			1,900
広告塔	積算面積1平方メートルにつき1年	1,700	

改正後		改正前	
	910	積メに 1平方メートルにつき1年	790
その他のもの		その他のもの	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	19	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	17
外径が0.07メー トル未満のもの	27	外径が0.07メー トル未満のもの	24
外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	41	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	36
外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	55	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	47
外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの	82	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの	71
外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの	110	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの	95
外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの	190	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの	170
外径が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの	270	外径が0.7メー トル以上1メー トル未 満のもの	240
外径が1メー トル以上	550	外径が1メー トル以 上のもの	470

改正後		改正前	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第3号に掲げる施設	910	法第32条第1項第3号に掲げる施設	790
法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.005を乗じて得た額
法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.008を乗じて得た額	法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.008を乗じて得た額
法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.01を乗じて得た額	法第32条第1項第3号に掲げる施設	Aに0.01を乗じて得た額
	930		870
	560		520
	910		790
法第32条第1項第3号に掲げる施設	19	法第32条第1項第3号に掲げる施設	17
法第32条第1項第3号に掲げる施設	190	法第32条第1項第3号に掲げる施設	170
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	190	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	170
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	1,900	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	1,700
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	730	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	630
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	19	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	17

改正後		改正前						
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき1月	190	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき1月	170
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	1基につき1月	1,900	アーチ	第1号に掲げる物件	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	1,700
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1年	910	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	790
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	Aに0.033を乗じて得た額	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	91	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	79
第1号に掲げる物件	しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	91	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	第1号に掲げる物件	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	79

改正後	改正前
令第7条第8号に掲げる施設 トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの	令第7条第8号に掲げる施設 トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの
令第7条第8号に掲げる施設 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの その他のもの	令第7条第8号に掲げる施設 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの その他のもの
令第7条第9号に掲げる施設 建築物 その他のもの	令第7条第9号に掲げる施設 建築物 その他のもの
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場 建築物 その他のもの	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場 建築物 その他のもの
Aに0.016を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額 Aに0.016を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額 Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額
積メ 1平方メートルにつき1年	積メ 1平方メートルにつき1年

改正後	改正前																																										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 1086 582 1388">Aに0.016を乗じて得た額</td> <td data-bbox="311 1388 582 1568">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="311 1568 582 1892">令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1086 885 1388">Aに0.023を乗じて得た額</td> <td data-bbox="582 1388 885 1568">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="582 1568 885 1892">令第7条第12号に掲げる器具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1086 957 1388">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="885 1388 957 1568">その他のもの</td> <td data-bbox="885 1568 957 1892">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="957 1086 1037 1388">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="957 1388 1037 1568">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="957 1568 1037 1892">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1086 1109 1388">Aに0.016を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1037 1388 1109 1568">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="1037 1568 1109 1892">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 1086 1181 1388">Aに0.023を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1109 1388 1181 1568">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="1109 1568 1181 1892">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1181 1086 1252 1388">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1181 1388 1252 1568">その他のもの</td> <td data-bbox="1181 1568 1252 1892">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> </table>	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.033を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 107 582 409">Aに0.017を乗じて得た額</td> <td data-bbox="311 409 582 589">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="311 589 582 913">令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 107 885 409">Aに0.024を乗じて得た額</td> <td data-bbox="582 409 885 589">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="582 589 885 913">令第7条第12号に掲げる器具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 107 957 409">Aに0.034を乗じて得た額</td> <td data-bbox="885 409 957 589">その他のもの</td> <td data-bbox="885 589 957 913">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="957 107 1029 409">Aに0.034を乗じて得た額</td> <td data-bbox="957 409 1029 589">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="957 589 1029 913">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 107 1101 409">Aに0.017を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1029 409 1101 589">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="1029 589 1101 913">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 107 1173 409">Aに0.024を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1101 409 1173 589">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="1101 589 1173 913">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 107 1244 409">Aに0.034を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1173 409 1244 589">その他のもの</td> <td data-bbox="1173 589 1244 913">令第7条第3号に掲げる施設</td> </tr> </table>	Aに0.017を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	Aに0.024を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.034を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.017を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.024を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.034を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設
Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物																																									
Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第12号に掲げる器具																																									
Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.033を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.017を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物																																									
Aに0.024を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第12号に掲げる器具																																									
Aに0.034を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.034を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.017を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.024を乗じて得た額	上空に設けるもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
Aに0.034を乗じて得た額	その他のもの	令第7条第3号に掲げる施設																																									
備考 略	備考 略																																										

大村市行政財産使用料条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）	使用物件	単位	使用料
電柱、送電塔その他これらに類する施設	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本につき1年	大村市道路 占用料等徴 収条例（昭 和28年大 村市条例第 24号）別 表に定める 額
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	
	地下に設ける電線その他の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	
別表第2（第2条関係）	使用物件	単位	使用料（円）
電柱、送電塔その他これらに類する施設	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本につき1年	440 680 920 400 630 870 40
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790

改正後	改正前
<p>水道管、下のもの</p> <p>水道管、が0.07メートル未満</p> <p>水道管、が0.1メートル未満のもの</p> <p>ス管、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</p> <p>ケル線、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</p> <p>の他に、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</p> <p>れらに、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</p> <p>類する、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</p> <p>もの、外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</p> <p>外径が1メートル以上のもの</p>	<p>水道管、下のもの</p> <p>水道管、が0.07メートル未満</p> <p>水道管、が0.1メートル未満のもの</p> <p>ス管、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</p> <p>ケル線、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</p> <p>の他に、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</p> <p>れらに、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</p> <p>類する、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</p> <p>もの、外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</p> <p>外径が1メートル以上のもの</p>
備考 略	備考 略
17	17
24	24
36	36
47	47
71	71
95	95
170	170
240	240
470	470

大村市国民健康保険条例の改正概要（第116号議案関係）

1 改正の理由

低所得者世帯に係る国民健康保険税の軽減措置については、地方税法の規定により、政令に定める基準に従い条例で定めることとされている。

そのため、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（※）に伴う地方税法施行令（政令）の改正の内容と同様に、本条例も改正するものである。

※ 給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替（特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。）

2 改正の内容

国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないように、国民健康保険税を軽減するための基準となる額の算定式を次のとおり改正する。

- (1) 基礎控除相当額を現行の33万円から43万円に引き上げる。
- (2) 給与所得者等数（※1）から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

	改正前	改正後
7 割 軽 減 基準額	基礎控除相当額（33万円）	基礎控除相当額（43万円） +（給与所得者等数－1）×10万円
5 割 軽 減 基準額	基礎控除相当額（33万円）＋28.5万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数（※2））	基礎控除相当額（43万円）＋28.5万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） +（給与所得者等数－1）×10万円
2 割 軽 減 基準額	基礎控除相当額（33万円）＋52万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	基礎控除相当額（43万円）＋52万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） +（給与所得者等数－1）×10万円

※1 一定額以上の所得がある給与所得者及び公的年金等所得者の数

※2 後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で、当該資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するものの数

3 施行日

令和3年1月1日（令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超え</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改正後	改正前
<p>る者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)</p> <p>が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>附 則 1～5 略</p>	<p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>附 則 1～5 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における額は、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。」及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>7～27 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における額は、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。」とする。</p> <p>7～27 略</p>

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 11, 220立方メートル 3・4 略</p>	<p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 8, 800立方メートル 3・4 略</p>

大村ボートレース場の競走水面上で発生した落水事故について（第118号議案関係）

1 経緯

令和元年7月25日午後8時23分頃、2人乗りボートにボートレーサーと同乗するイベントに参加した■■■■氏（以下「相手方」という。）が搭乗したボートにおいて、第1ターンマークを旋回しようと同乗するボートレーサーが舵を左に切ったところ、遠心力により相手方のみがボートの右側に頭から落水し、怪我を負ったため、長崎大学病院に搬送された。

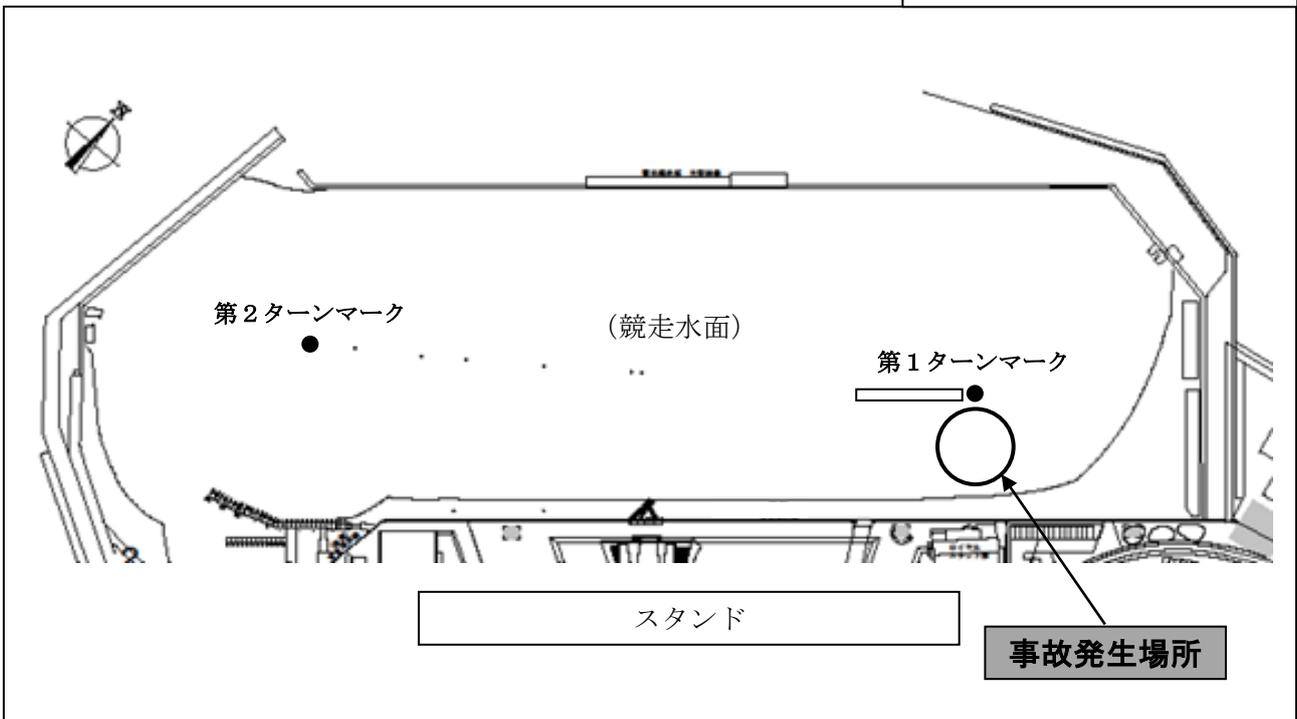
相手方は、右前頭骨開放骨折、急性硬膜外血腫、脳挫傷、髄液漏及び頭皮裂創の怪我を負っており、そのまま手術を受けて入院し、市立大村市民病院に転院した後、同年9月9日に退院した。その後、同年11月8日から25日まで長崎大学病院に再度入院し、手術を受け、令和2年7月20日まで大村市内の医療機関に通院して治療を受けた。

2 事故の原因及び処理

相手方及び関係者への聞き取り並びに事故発生時の映像の解析を行ったが、事故の原因を特定することはできなかった。事故発生後、当面の間、同様のイベントは実施しないこととした。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、治療費、休業損害、入通院慰謝料等の全額8,077,975円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

